



<令和5年度 魚津市補正予算の専決について>

電気料金や食料品等の価格高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する支援として、以下のとおり補正予算（第1号）を専決処分しましたので、お知らせします。

今後も、物価高騰の状況を注視しながら、引き続き迅速かつ的確に取り組んでまいります。

専決額 33,400千円（専決後の一般会計予算総額：18,400,400千円）
専決日：令和5年4月27日（木）

【補正内容】

<子育て世帯生活支援特別給付金給付事業>

- 事業概要 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活への支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を給付
- 対象者 以下のA・Bいずれかに該当する方を対象
 - A：ひとり親世帯に属する方で①～③のいずれかに該当する方（約350人）
 - ①R5年3月分の児童扶養手当受給者 ※申請不要
 - ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※申請必要
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
 - ③家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 ※申請必要
 - B：低所得の子育て世帯に属する方で④・⑤のいずれかに該当する方（約300人）
 - ④R4年度中に実施した「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方 ※申請不要
 - ⑤対象児童（R6年3月31日までの間で18歳以下の子・障がい児については20歳未満の子）の養育者であって、家計が急変し、住民税均等割非課税者と同様の事情にあると認められる方 ※申請必要
- 給付額 児童1人あたり一律5万円
- スケジュール
 - 5月上旬 対象者へ案内発送・受給拒否届出書の受付
 - 5月下旬 ①・④の支給決定者へプッシュ型で振込
 - R6年2月末 ②・③・⑤の申請締切
- 予算規模 33,400千円（全額国費充当）
- 補正財源 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（国）
- 担当課 こども課（23-1006）

